

改正後

(材料)
第一条 (略)

一 (略)

(削る)

二・三 (略)

四 日本工業規格G三四四四 (一般構造用炭素鋼鋼管) に定めるST

K四〇〇又はSTK四九〇

五〇八 (略)

九 日本工業規格G四三一七 (熱間成形ステンレス鋼形鋼) に定める

SUS三〇四

十 日本工業規格H四一〇〇 (アルミニウム及びアルミニウム合金押

出形材) に定めるA六〇六一S―T六、A六〇六三S―T六、A六

〇〇五CS―T五又はA六〇〇五CS―T六

2 前項の規定にかかわらず、構造部分のうち、作業床の床板等には、

木材又はアルミニウム合金材 (前項第十号の材料を除く。) を使用す

ることができ

3 (略)

(溶接部に係る許容応力の値)

第四条 (略)

溶接加工の方法

鋼材の種類

(略)

係

数

備考 この表において、Aは日本工業規格G三一〇六 (溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三四四四 (一般構造用炭素鋼鋼管) に定めるSTK四九〇又は日本工業規格G三四六六 (一般構造用角形鋼管) に定めるSTKR四九〇の規格に適合する鋼

改正前

(材料)
第一条 (略)

一 (略)

二 日本工業規格G三一〇四 (リベット用丸鋼)

三・四 (略)

五 日本工業規格G三四四四 (一般構造用炭素鋼管) に定めるSTK

四〇〇又はSTK四九〇

六〇九 (略)

十 日本工業規格G四三一七 (熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼) に

定めるSUS三〇四

十一 日本工業規格H四一〇〇 (アルミニウム及びアルミニウム合金

押出形材) に定めるA六〇六一S―T六、A六〇六三S―T六、A

六N〇一S―T五又はA六N〇一S―T六

2 前項の規定にかかわらず、構造部分のうち、作業床の床板等には、

木材又はアルミニウム合金材 (前項第十一号の材料を除く。) を使用

することができ

3 (略)

(溶接部に係る許容応力の値)

第四条 (略)

溶接加工の方法

鋼材の種類

(略)

係

数

備考 この表において、Aは日本工業規格G三一〇六 (溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三四四四 (一般構造用炭素鋼管) に定めるSTK四九〇又は日本工業規格G三四六六 (一般構造用角形鋼管) に定めるSTKR四九〇の規格に適合する鋼材

材を、Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。

2・3 (略)

第二十八条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 通電部分と通電部分の外被との間の絶縁効力が、耐電圧試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一(低圧開閉装置及び制御装置―第四部…接触器及びモータスタータ―第一節…電気機械式接触器及びモータスタータ)に定める基準に適合すること。

四 (略)

(穴あけ)

第三十八条 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、かえり及び割れが生じない方法によってあけられていなければならない。

(削る)

(削る)

(適用除外)

第四十五条 ゴンドラのうち、特殊な構造のもの又は国際規格等に基づき製造されたものであつて、前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

(削る)

(削る)

を、Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。

2・3 (略)

第二十八条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 通電部分と通電部分の外被との間の絶縁効力が、絶縁抵抗試験及び耐電圧試験において、日本工業規格C八三二五(交流電磁開閉器)に定める基準に適合すること。

四 (略)

(穴あけ)

第三十八条 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、次に定めるところによらなければならない。

一|| ドリルを用いてあけられていること。

二|| かえり及びまくれがないこと。

(適用除外)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当するゴンドラで前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

一|| 輸入したゴンドラ

二|| 特殊な構造のゴンドラ